

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う株式等の振替に関する業務規程等の一部改正について

2021年2月16日

株式会社証券保管振替機構

## 1. 改正趣旨

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により、会社法（平成17年法律第86号）が改正され、株式交付制度が創設されたほか、取締役等への報酬としての株式の発行や社債管理補助者制度等が規定された。また、併せて、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）により、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）が改正された。これらの改正のうち、2021年3月1日施行分について株式等振替制度における対応を行うために、「株式等の振替に関する業務規程」（以下「規程」という。）及び「株式等の振替に関する業務規程施行規則」（以下「規則」という。）の一部改正を行うとともに、その他所要の改正を行う。

## 2. 改正概要

### （1）株式交付制度の対応

株式等振替制度において、株式交付が実施される場合に、交付される振替株式等を記録するための手続を整備する。

（規程 第42条、第99条の2、第100条の2、第271条、第272条、規則 第46条、第48条、第153条、第340条、別表1）

### （2）金銭の払込み等を要しない取締役等への報酬等としての振替株式の発行の対応

金銭の払込み等を要しない振替株式の発行に係る新規記録について、割当日後に記録する等、所要の改正を行う。

（規則 第46条、第47条、第48条）

### （3）社債管理補助者制度等の対応

#### ① 社債管理補助者の対応

振替新株予約権付社債（以下「CB」という。）の新規記録の通知に、社債管理補助者の氏名等を追加する等、所要の改正を行う。

（規程 第180条、規則 別表1）

#### ② 社債権者集会による社債の元金減免の決議等の対応

CBの元金の減免を行う旨の社債権者集会の決議について、裁判所の認可を受けた場合又は減免を行う提案に係る社債権者集会において社債権者集会の決議の省略があったものとみなされる場合における、CBの支払代理人等から当社への通知について、所要の改正を行う。

（規程 第260条の2、規則 別表1）

### （4）その他

その他、所要の改正を行う。

(規則 第3条)

3. 施行日

この改正規定は、2021年3月1日から施行する。

以 上